⑵　平成25年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者

ア．平成25年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成25年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑶　平成25年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」及び「海外旅行実務」科目合格者

ア．平成25年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」及び「海外旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目についての試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成25年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑷　国内旅行業務取扱管理者有資格者

ア．国内旅行業務取扱管理者有資格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑴及び⑶の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験合格証若しくは国内旅行業務取扱管理者試験合格証の写しを添付すること。

⑸　国内旅行業務取扱管理者有資格者で平成25年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者

ア．国内旅行業務取扱管理者有資格者で平成25年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑴、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験若しくは国内旅行業務取扱管理者試験の合格証の写し及び平成25年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑹　平成25年度又は26年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者

ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成25年度又は26年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」課程を修了した者は、４に掲げる試験科目のうち、⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成25年度又は26年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。

⑺　平成25年度又は26年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者で平成25年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者

ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成25年度又は26年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」課程を修了した者で平成25年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成25年度又は26年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写し及び平成25年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑻　平成25年度又は26年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者

ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成25年度又は26年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成25年度又は26年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。

⑼　平成25年度又は26年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者で平成25年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者

ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成25年度又は26年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」課程を修了した者で平成25年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成25年度又は26年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写し及び平成25年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑽　平成25年度、26年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」及び「国内旅行実務」修了者

ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成25年度、26年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」及び「国内旅行実務」修了者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成25年度、26年度総合旅行業務取扱管理者研修のいずれか又は両方の修了証書の写しを添付すること。

⑾　国内旅行業務取扱管理者有資格者で、平成25年度又は26年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者

ア．国内旅行業務取扱管理者有資格者で、一般社団法人日本旅行業協会が平成25年度又は26年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者は、４に掲げる試験科目のうち、⑴、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験若しくは国内旅行業務取扱管理者試験の合格証の写し及び平成25年度又は26年度の総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。

７．受験願書及び試験施行要領の配布　受験願書用紙及び試験施行要領は、一般社団法人日本旅行業協会本部及び地方事務局で配布する。また、一般社団法人日本旅行業協会ホームページからダウンロードして入手することもできる。

なお、郵送により受験願書等を求める場合は、宛先を明記のうえ、92円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封すること。

８．合格者の発表　合格者の発表は、平成26年11月21日（金）（予定）に一般社団法人日本旅行業協会本部、地方事務局及び一般社団法人日本旅行業協会ホームページで行うとともに、受験者には文書で通知する。

９．合格証の交付　平成26年11月21日（金）（予定）に、全合格者に対して簡易書留郵便にて発送する。

10．試験事務の代行　この試験の事務は、旅行業法第25条の２第１項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。

名称　一般社団法人　日本旅行業協会

住所　東京都千代田区霞が関３丁目３番３号　全日通霞が関ビル

試験事務を行う事務所の所在地　住所に同じ

公　告

諸　事　項

工場財団

群馬県邑楽郡板倉町大字板倉字大新田3425番３**ＪＡ邑楽館林板倉発電所**の工場財団に、福岡県福岡市中央区荒津二丁目12番全農本所荒津発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年７月２日

前橋地方法務局太田支局

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成26年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成26年７月２日

農林水産大臣　林　　芳正